

# 平成 21 年度 第 2 回

## 富合町合併特例区協議会臨時会

---



と き 平成21年11月24日(火)  
午後2時00分～  
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬について

富合町合併特例区協議会構成員報酬の監査勧告への対応

○ 合併特例区長への勧告内容

1. 「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則」で定める構成員の報酬月額については、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律の趣旨に照らして妥当性が認められ、また、勤務実態に見合った額となるよう減額されたい。
2. 上記の措置は、平成 21 年 12 月 31 日までに行われたい。
3. 措置を講じられたときは、地方自治法第 242 条第 9 項及び市町村の合併の特例等に関する法律第 47 条の規定によりその旨を監査委員あて通知されたい。

○ 請求者に対する監査委員の判断

請求人の主張は棄却するが、

- ・ 他の 6 つの合併特例区の同じ職責を有する協議会委員の報酬と比較した場合、日額と月額などの違いはあるものの富合町合併特例区協議会委員の報酬は高額であることが認められる。
- ・ 協議会委員と類似した勤務形態にあると考えられる熊本市の執行機関及び附属機関の委員の現行の報酬額と比較してもその額は高額である。
- ・ これまでの勤務実績と、合併特例法や地方自治法が規定する報酬の趣旨を照らして考え合わせ「富合町合併特例区協議会委員の活動が他の合併特例区協議会委員の活動より活発で充実している。」としても、現行の報酬額はあまりにも高額すぎると認められ、現行の勤務実態に見合ったものとはいえない。

以上のことから、協議会委員の報酬に関しては、地方自治法及び合併特例法の規定の趣旨に照らしてその勤務実態に見合った妥当な額に減額する措置を講じるよう勧告する。

平成20年度富合町合併特例区協議会活動状況

業務内容 月	①合併特例区協議会	②意見交換会	③各部会の活動			④合併特例区実施 イベントへの参加	⑤地域行事への参加 他
		(1) 嘱託員 (2) 地元市議	コミュニティ 部会	広報部会	地域振興部会		
10月	6日:第1回定例会						11日:ガラコンサート
11月	5日:第2回定例会	20日:(1) 開催 20日:(2) 開催	20日:部会開催	10日:部会開催 20日:部会開催		2日:町民体育祭 3日:文化祭 23日:健康フェア 23日:産業祭	21日:小中一貫教育研究実践発表会
12月	10日:第3回定例会	10日:(1) 開催 10日:(2) 開催	10日:部会開催	1日:広報紙発行 13日:部会開催		7日:駅伝大会	21日:下益城郡町対抗駅伝大会
1月	14日:第4回定例会	14日:(1) 開催 24日:(2) 開催		1日:広報紙発行	13日:部会開催 14日:部会開催 23日:部会打合せ	11日:成人式	25日:郡市対抗駅伝大会
2月	12日:第5回定例会	12日:(1) 開催 12日:(2) 開催		1日:広報紙発行 12日:部会開催			25日:教育懇話会
3月	6日:第6回定例会 26日:第7回定例会	6日:(1) 開催 6日:(2) 開催 26日:(2) 開催	6日:部会開催	1日:広報紙発行 6日:部会開催		31日:退職者退任式	16日:富合中学校卒業式 24日:富合小学校卒業式 29日:志々水地下道開通式
活動回数計	7	11	3	5	3	7	8

※広報紙発行にあたり、取材から編集までを広報部会に対応している。

合併特例区協議会  
時間：約2時間

活動回数(月)  
平均：7.3回

意見交換会  
時間：約2時間

部会の活動  
時間：未把握



合併特例区協議会の類似都市の状況

1.権限(役割)

	富合町合併特例区	御津合併特例区(岡山市)	佐土原町合併特例区(宮崎市)
法令上定められている役割	1 規約の変更に対する同意	1 ○	1 ○
	2 予算の同意	2 ○	2 ○
	3 決算の同意	3 ○	3 ○
	4 規則等の制定等の同意	4 ○	4 ○
	5 特例区の処理する事務に関する事	5 ○	5 ○
	6 新市基本計画の執行や変更に関する事	6 ○	6 ○
	7 市長や特例区長からの諮問に応じ、または必要に応じ意見を述べる事	7 ○	7 ○
規則で定められた構成員の活動	1 協議会会議への参加	1 ○	1 ○(年4回規定)
	2 地区囑託員との定期的な意見交換	2 ○	
	3 区長など行政機関との定期的な意見交換	3	
	4 関係市会議員との定期的な意見交換	4	
	5 合併特例区が実施する各種イベントへの参加	自主参加	自主参加
	6 協議会の広報に関する事	広報紙は特例区事務所(総合支所)で年4回作成・発行	広報紙は特例区事務所(総合支所)で年4回作成・発行
	7 部会設置による活動(コミュニティ部会、広報部会、地域振興部会)		
	8 区域内で取り組む事業に関する事		
	9 住民自治組織の形成に関する事		

2.協議会等開催実績(H20年度)

	富合町合併特例区(H20年10.6以後)	御津合併特例区(岡山市)	佐土原町合併特例区(宮崎市)
構成員の活動状況	1 7回	12回	4回
	2 6回	19年度1回、20年度0回	
	3 随時		
	4 6回		
	5 5回	自主参加	自主参加
	6 5回【(4回広報誌発行)部会活動含む】		
	7 11回		
	8 6回		
	9 3回【部会活動含む】		
	10 その他:2回	その他:連絡協議会(勉強会)15回	

3.構成員の報酬等

富合町合併特例区	御津合併特例区(岡山市)	佐土原町合併特例区(宮崎市)
委員定数:10名以内(現9名)	委員定数:14人以内	委員定数:15人以内
報酬額:月額250,000円	報酬額:月額100,000円	報酬額:日額3,000円(費用弁償)